

令和6年4月1日時点

羽島市都市公園におけるキッチンカー出店 <出店までの流れ>  
【当該年度出店分】

登録申請手続き  
(各年度初回のみ)

①市ホームページに掲載の「羽島市都市公園におけるキッチンカー出店要綱」を確認

②以下の書類を羽島市都市計画課へ提出（郵送・FAX・電子メール・持参）  
申請期間：随時受付（次年度分は前年度の2月1日より受付開始）

【提出書類】

- ・出店者登録申請書（様式1）
- ・営業許可書の写し又は営業届の控えの写し
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していることが分かるものの写し

③審査（14営業日程度）

④申請者へ審査結果をメールにて送付

※登録されただけでは出店できません。出店の許可を受けるため、以下⑤～⑦の手続きが必要です。

出店許可申請手続き

⑤登録が決定した事業者は、以下の書類を羽島市都市計画課へ提出（郵送・FAX・電子メール・持参）

※火気を使用する場合は、別途消防への届出が必要

申請期間：出店月の2月前の1日～出店日の14日前（先着順）

（出店位置は、出店日の車両搬入順に希望する位置とする）

【提出書類】

- ・「公園施設設置許可申請書」兼「公園内行為許可申請書」

⑥審査（5営業日程度）

⑦許可書・納付書を窓口にて受け取り（メールにて受け取り案内を送付）

⑧使用料の納付・出店（許可を受けた公園・日時に限る）

車両搬入場所によっては入口の車止めのカギを事前に貸し出します。

以降、登録期間中（当該年度中）は⑤～⑧の繰り返し。